

公募抽選方式による県有地の売却を次のとおり行う。

平成二十一年十月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 物件の表示

番号	所 在 地	種別	地 積 (㎡)	売却価格 (千円)
1	庄原市東城町川西字中組中七四六番一〇	土地	三二三・七五	五、一一〇
2	山県郡北広島町有間字畷八二番三	土地	二八七・八三	四、四六〇

二 応募に関する注意事項

- 1 物件ごとに、一世帯又は一法人につき一申込みとする。
- 2 買受け後五年間は当該土地について、次の事項を行うことを禁止する。  
風俗営業等の業務
- 3 次に掲げる者は、抽選に参加できない。
  - (一) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (二) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号から第六号までに該当する者
  - (三) 次のいずれかの場合に該当する者
    - (1) 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - (2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
    - (3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
    - (4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - (5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(三)(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

三 応募受付期間

平成二十一年十一月十日（火）から平成二十一年十一月十六日（月）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで（ただし、正午から

午後一時までを除く。）

郵送の場合は、平成二十一年十一月十六日（月）午後五時三十分必着とする。

#### 四 公募抽選申込書兼受付書の提出先

〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号

広島県総務局財務部財産管理課（広島県庁舎本館三階）

郵送の場合は、簡易書留とすること。

#### 五 抽選日時及び場所

番号	抽 選 の 日 時	抽 選 場 所
1	平成二十一年十一月二十五日（水）午前一〇時	広島県庁舎本館三階 財産管理課分室
2	平成二十一年十一月二十五日（水）午前二時	同 右

#### 六 契約説明会の日時及び場所

抽選会終了後、同場所で行う。

なお、当日やむを得ない理由で欠席した当選者については、平成二十一年十一月二十六日（木）午後三時から広島県総務局財務部財産管理課（広島県庁舎本館三階）で行う。

#### 七 応募がなかった物件の随時募集

##### 1 応募受付期間

平成二十一年十一月二十五日（水）から次回の売却手続を開始するまで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

##### 2 応募場所

広島県総務局財務部財産管理課（広島県庁舎本館三階）

#### 八 問い合わせ先

広島県総務局財務部財産管理課

電話（〇八二）五二三―二三〇五（ダイヤルイン）